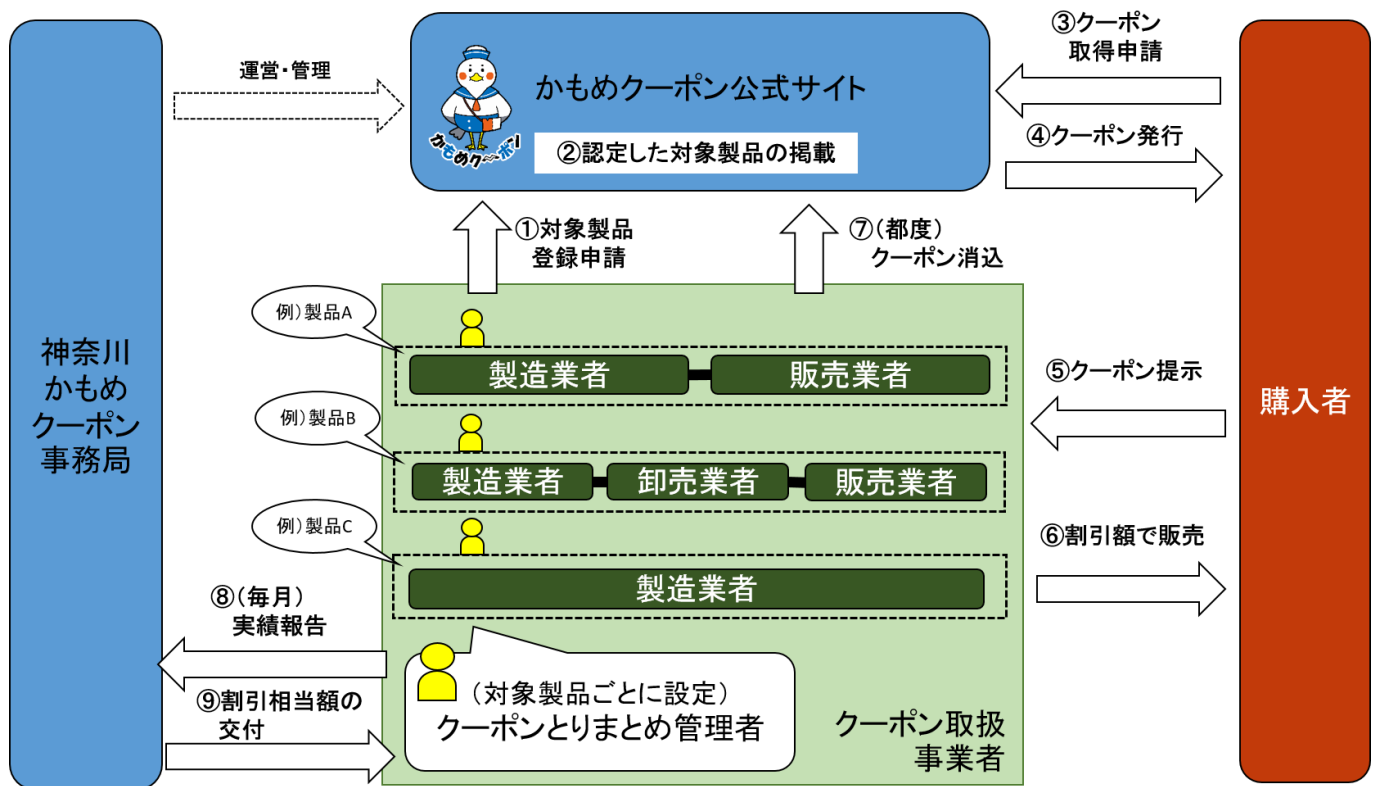


かもめクーポン 対象製品の登録から割引相当額交付までの流れ

<流れのイメージ図>



<各項目について>

①対象製品登録申請

クーポンの対象(割引の対象)となる製品は、各製品の製造業者から、かもめクーポン公式サイト上で申請していただきます。

別添資料「かもめクーポン(県内工業製品購入促進事業)対象製品の募集(第2回)について」を確認いただき、申請までに関係者との調整や必要書類の確認など、ご準備いただけますようお願いいたします。

また、申請時には製品ごとに、クーポン取扱事業者(製造業者、卸売業者、販売業者など)の中で事務局への実績報告や割引相当額を受領など、窓口となる「クーポンとりまとめ管理者」を1者選んでいただきます。図中の例)A~Cのとおり、製品によって製造業者からユーザーまでの流通ルートはさまざまですが、関係者の皆さままでご調整の上、選出してください。

②認定した対象製品の掲載

申請された内容を事務局で審査した上で、対象製品の一覧を公式サイト上に掲載します。また、公式サイトには、対象製品ごとのクーポン取扱店(販売店)も掲載します。

③クーポン取得申請 及び ④クーポン発行

購入者は、公式サイト上でクーポンを取得します。発行されたクーポンには、「クーポンコード」が記載されています。また、クーポンには有効期限がございます。

⑤クーポン提示 及び ⑥割引額で販売

購入者は、クーポン取扱店(販売店)でクーポンを提示します。クーポン取扱店(販売店)は、クーポンの有効期限とクーポンコードの確認、購入者の本人確認(※)をした上で、クーポンに記載の金額を割り引いて販売します。

※クーポンを利用できるのは、県内在住の個人及び県内に所在する法人(事業所)です。

⑦(都度)クーポン消込

クーポン取扱店(販売店)は、クーポンを受け付けて販売した場合、その都度、公式サイト上において、クーポン消込登録をしていただきます。(クーポンの有効期限を過ぎると消込ができず、割引相当額の交付が受けられなくなることがありますので、ご注意ください)

⑧(毎月)実績報告

クーポンとりまとめ管理者は、毎月のクーポン利用実績(クーポンの受付により割引額で販売した実績)を、翌月5日までに事務局に報告していただきます。報告の際は、製品ごとに予め指定した「売買を証する書類」の写しを添付してください。

但し、GW、年末年始、最終報告月については、以下のとおりです。

- ・令和3年 4月分 ⇒ 令和3年 5月10日までに報告
- ・令和3年12月分 ⇒ 令和4年 1月7日までに報告
- ・令和4年 1月分 ⇒ 令和4年2月7日までに報告(令和 3 年度事業 最終報告月)

⑨割引相当額の交付

事務局は、クーポンとりまとめ管理者から報告されたクーポンの利用実績を確認し、報告月の末日までに、予め指定された振込口座に割引相当額を振り込みます。

<その他、事業の詳細について>

以上は、おおまかな流れを示したものです。より詳細に事業の流れや手順を示した、説明動画やマニュアル等を公式サイトに掲載していますので、事前にご確認いただくようお願いいたします。また、事業者・製品登録についてご不明点ありましたら、下記問合せ先にご連絡ください。

(事業者様向け 問合せ先)

株式会社 JTB 横浜支店 かもめクーポンデスク

TEL 045-316-2681

※平日9:30~17:30 土日祝日休み